

特定非営利活動法人地域で育つ元気な子

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域で育つ元気な子という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、放課後児童の健全育成を中心に、児童及び青少年並びに地域住民に対して、教育・文化活動の推進、体験活動及び学習支援の機会の提供並びに地域コミュニティの形成に関する事業を行い、多世代が支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学童保育クラブの開設と運営、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）
- (2) 児童・親子への講座・イベントの企画及び運営事業
- (3) 地域コミュニティスペースの提供事業
- (4) フリースクール事業及び不登校児童生徒に対する学習支援事業
- (5) 語学教育を含む教育プログラムの企画、運営及び実施事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同し活動を支援するために入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、すみやかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令又はこの定款に違反したとき。

- (2) この法人の信用を失わせ、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、総会の7日前までに除名をしようとする会員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人は、次の役員を置く

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において、監事は総会において、それぞれ選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事については、後任の監事が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事については理事会の、監事については総会の、それぞれ議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

- (3) 会員の除名
- (4) 監事の選任及び解任
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での議決権等)

第 27 条 各正会員の議決権は平等なものとする。

- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の招集、総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき

は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、すみやかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細則)

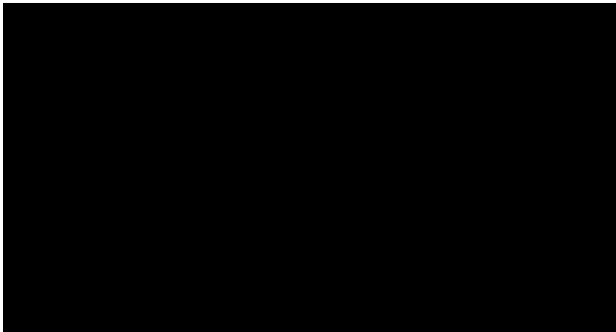
第 56 条 この定款及び規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	押切道子
理事	秋山早苗
理事	黒川幸江
理事	佐藤悦子
理事	佐藤浩代
理事	中原順子
監事	押切 瞳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）20,000円
 - (2) 年会費 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）0円
- 7 本法人の設立により、任意団体ライト学童保育クラブの事業、会員及び財産は、この法人が継承する。
- 8 任意団体ライト学童保育クラブの職員及び給与の規定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。



令和8年 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日

1. 事業実施の方針

特定非営利活動法人 地域で育つ元気な子

前年度に引き続き、学童保育クラブ事業及体験ワークショップに関する事業、地域コミュニティ提供事業・私設図書館、今年度より、フリースクール事業と教育プログラムの企画立案事業を行い、地域の児童や家族、コミュニティ活動、彩りある豊かな日常の充実に貢献する。

2. 事業の実施に関する事項 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【121,483】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数(人)	受益対象者範囲	受益対象者人数(人)	事業費(千円)
(1)学童保育クラブの開設と運営、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に準じ、放課後児童クラブ(学童保育クラブ)を運営する。	通年	東京都内運営場所	25	委託事業もしくは、補助金事業。保護者の就労・疾病などにより、放課後適切な保護を受けられない児童	200	80,000
(2)児童・親子への講座・イベントの企画、運営事業	児童またその家族への体験型ワークショップの企画、開催を行う。	通年	当法人運営学童、外部イベント会場など	7	学童在籍児童や地域の児童とその家族	2400	32,133
(3)地域コミュニティスペース提供事業	私設図書館を開設	通年	当法人私設図書館	4	江東区周辺地域住民	500	1,050
(4)フリースクール事業及び不登校児童生徒に対する学習支援事業	学校に馴染めない児童の居場所を提供する。	通年	当法人関連事務所	4	江東区周辺地域児童	100	300
(5)語学教育を含む教育プログラムの企画、運営及び実施事業	無料を含む英語教育の提供とスタディツアーを企画する。	通年	当法人関連事務所	5	江東区周辺地域児童	100	8000

令和9年 事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日

1. 事業実施の方針

特定非営利活動法人 地域で育つ元気な子

前年度に引き続き、学童保育クラブ事業及体験ワークショップに関する事業、地域コミュニティ提供事業・私設図書館、今年度より、フリースクール事業と教育プログラムの企画立案事業を行い、地域の児童や家族、コミュニティ活動、彩りある豊かな日常の充実に貢献する。

2. 事業の実施に関する事項 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【121,483】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数(人)	受益対象者範囲	受益対象者人数(人)	事業費(千円)
(1)学童保育クラブの開設と運営、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に準じ、放課後児童クラブ(学童保育クラブ)を運営する。	通年	東京都内運営場所	25	委託事業もしくは、補助金事業。保護者の就労・疾病などにより、放課後適切な保護を受けられない児童	200	80,000
(2)児童・親子への講座・イベントの企画、運営事業	児童またその家族への体験型ワークショップの企画、開催を行う。	通年	当法人運営学童、外部イベント会場など	7	学童在籍児童や地域の児童とその家族	2400	32,133
(3)地域コミュニティスペース提供事業	私設図書館を運営	通年	当法人私設図書館	4	江東区周辺地域住民	500	1,050
(4)フリースクール事業及び不登校児童生徒に対する学習支援事業	学校に馴染めない児童の居場所を提供する。	通年	当法人関連事務所	4	江東区周辺地域児童	100	300
(5)語学教育を含む教育プログラムの企画、運営及び実施事業	無料を含む英語教育の提供とスタディツアーを企画する。	通年	当法人関連事務所	5	江東区周辺地域児童	100	8,000

令和8年度 活動予算書(その他事業がない場合) 設立・定款変更用

特定非営利活動法人 地域で育つ元気な子

(単位:円)

科	目	金額		小計・合計
A 経常収益				
1	受取会費 正会員受取会費 活動会員受取会費 賛助会員受取会費	0 0 0		0
2	受取寄付金 バザー売上の寄付 赤い羽根共同募金配分金	60,000 100,000		160,000
3	受取助成金 受取助成金(放課後児童健全育成事業)	60,000,000		60,000,000
4	事業収益 放課後児童健全育成事業 児童・親子支援に関するイベントの企画運営事業 地域コミュニティスペース提供事業 語学教育を含むプログラムの企画、運営及び実施事業 フリースクール事業	35,000,000 9,000,000 8,000,000 7,500,000 1,983,560		61,483,560
6	その他収益 受取利息	70,000		70,000
経常収益合計				121,713,560
B 経常費用				
1	事業費 (1)人件費 給与手当 雑給 賞与 福利厚生費 (2)その他経費 おやつ費 行事費 教材費 印刷費 保険費 水道光熱費 施設維持費 旅費交通費 研修費 雑費 消耗品費 通信運搬費	30,856,150 2,233,776 14,773,115 11,600,460 3,871,440 8,557,444 596,352 50,000 614,733 2,160,000 7,000,000 1,500,000 501,048 5,024,857 1,744,604 1,258,330		59,463,501 32,878,808
事業経費				92,342,309
2	管理費 (1)人件費 役員報酬 給与手当 人件費計 福利厚生費 (2)その他経費 事務費 消耗品費 支払手数料 通信運搬費 減価償却費	0 7,500,000 0 11,250,000 640,000 180,000 936,000 1,260,000 160,000		18,750,000 3,176,000
管理費計				21,926,000
経常費用計				114,268,309
当期経常増減額 [A] - [B] ... ①				7,445,251
税引き前当期正味財産増減額...②				60,000,000
住民税				70,000
次期繰越正味財産額				67,375,251

令和9年度 活動予算書(その他事業がない場合) 設立・定款変更用

特定非営利活動法人 地域で育つ元気な子

(単位:円)

科 目		金額		小計・合計
A 経常収益				
1	受取会費 正会員受取会費 活動会員受取会費 賛助会員受取会費	0 0 0		0
2	受取寄付金 バザー売上の寄付 赤い羽根共同募金配分金	60,000 100,000		160,000
3	受取助成金 受取助成金 (放課後児童健全育成事業)	60,000,000		60,000,000
4	事業収益 放課後児童健全育成事業 児童・親子支援に関するイベントの企画運営事業 地域コミュニティスペース提供事業 語学教育を含むプログラムの企画、運営及び実施事業 フリースクール事業	35,000,000 9,000,000 8,000,000 7,500,000 1,983,560		61,483,560
6	その他収益 受取利息	70,000		70,000
経常収益合計				121,713,560
B 経常費用				
1	事業費 (1)人件費 給与手当 雑給 賞与 福利厚生費 (2)その他経費 おやつ費 行事費 教材費 印刷費 保険費 水道光熱費 施設維持費 旅費交通費 研修費 雑費 消耗品費 通信運搬費	30,856,150 2,233,776 14,773,115 11,600,460 3,871,440 8,557,444 596,352 50,000 614,733 2,160,000 7,000,000 1,500,000 501,048 5,024,857 1,744,604 1,258,330		59,463,501
事業経費				92,342,309
2	管理費 (1)人件費 役員報酬 給与手当 人件費計 福利厚生費 (2)その他経費 事務費 消耗品費 支払手数料 通信運搬費 減価償却費	0 7,500,000 0 11,250,000 640,000 180,000 936,000 1,260,000 160,000		18,750,000
管理費計				3,176,000
経常費用計				21,926,000
当期経常増減額 [A] - [B] ... ①				7,445,251
税引き前当期正味財産増減額...②				67,375,251
住民税				70,000
次期繰越正味財産額				74,750,502